

# ○東京都市町村公平委員会議事規則

( 昭和42年4月1日  
規則第1号 )

改正 昭和42年 8月17日 規則第7号  
昭和43年10月24日 規則第5号  
平成20年 3月19日 規則第3号  
平成21年 3月30日 規則第2号  
令和 5年12月20日 規則第6号

(この規則の目的)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）の議事に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

**第2条** 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

**第3条** 定例会は毎月1回開催する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(臨時会)

**第4条** 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。

2 臨時会を開催する場合においては、委員長は会議に付する事項、並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(議事日程)

**第5条** 議事日程は、事務長が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

**第6条** 法第11条第4項の議事録は、事務長が作成する。

2 前項の議事録は、委員会の承認を経て確定する。

## 附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和42年8月17日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

**附 則**（昭和43年10月24日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月30日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年12月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。